

第23回 高知県木の文化賞募集要項

木の文化賞は、「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」第16条の規定を踏まえ、木の文化県構想の推進、木の文化の向上に寄与したもののうち、次の各部のいずれかに該当するものに対して贈られる賞です。

■募集する部門

以下に記載する1～4の各部について該当するものを募集します。なお、1～3の部においては、県内に所在している建築物等及び県内に在住し、若しくは県内で活動している個人又は団体が対象となり、4の部においては、県内外の個人又は団体が対象となります。

1 木造建築物及び木造建造物の部

- (1) 斬新な木造建築、自然環境に調和した構造物で、木の文化県の創造に寄与したもの
- (2) 意匠、形態に優れ、地域の木文化を高めるもの
- (3) 地域のランドマーク、シンボルとなるもの
- (4) その他この賞の目的に沿ったもの

【過去受賞例】

- 平成16年度：高知市立龍馬の生まれたまち記念館（高知市）
平成19年度：弁天座（香南市）
平成20年度：JA土佐れいほく本山支所（本山町）
平成24年度：海洋堂かっぱ館（四万十町）、障害者支援施設あじさい園別館（高知市）
平成25年度：日本キリスト改革派山田協会（香美市）
平成26年度：大野見の家（中土佐町）、四万十町役場本庁舎（四万十町）
平成27年度：豊永郷民俗資料館（大豊町）、津野町吉村虎太郎邸（津野町）
平成28年度：高知県森連会館（南国市）、道の駅よって西土佐（四万十市）
平成29年度：黒岩地区集落活動センター（佐川町）、大桶の家（南国市）
宿毛商銀信用組合本店・宿毛支店（宿毛市）
平成30年度：宿毛まちなえき林邸（宿毛市）、北川村温泉ゆずの宿（北川村）
令和 元年度：梶原町防災拠点施設（梶原町）、
美馬旅館はなれ 木のホテル（四万十町）、
北川村小規模多機能施設「ゆずの花」（北川村）
令和 2年度：高知学園大学（高知市）、
三原村中央公民館（三原村）、
Shimanto+Terrace はれのば（四万十市）
令和 3年度：四万十町立小鳩保育所（四万十町）、
遊山四万十せいらんの里（津野町）、
馬路村集会センターうまなび（馬路村）
令和 4年度：荻野家住宅（安芸市）、
香長小学校児童クラブ（香美市）
令和 5年度：香美市立図書館かみーる（香美市）
大豊町立大豊学園（大豊町）
仁淀川町林業振興センター（仁淀川町）
令和 6年度：四万十市総合文化センターしまんとぴあ（四万十市）、
田野町単身者共同住宅（田野町）

2 木の文化のまち並み及び生活のある風景の部

- (1) 木の文化県に相応しい優れた景観をつくりあげているもの
- (2) 住民の主体的な活動による木の文化県に相応しいまち並み及び生活の風景が形成されているもの、あるいは保存に取り組んでいるもの
- (3) その他この賞の目的に沿ったもの

【過去受賞例】

平成12年度：東津野村全域（かおりの里づくり村民会議）
平成15年度：佐川町営住宅三野2号団地（佐川町）
平成26年度：四国八十八ヶ所ヘンロ小屋プロジェクト
（歌一洋、四国八十八ヶ所ヘンロ小屋プロジェクトを支援する会）

3 木の文化を実践している人たちの部

- (1) 伝統的な技術を守り、育て、活かしながら活躍している人たち
- (2) その他この賞の目的に沿い、木の文化を実践し地域に貢献している人たち

【過去受賞例】

平成15年度：四国 勝氏（馬路村 曲げわっぱ伝統工芸）
平成16年度：池川遊遊会（池川町 木工体験指導）
平成17年度：吉良 益雄氏（安芸市 桶・樽製作）
平成27年度：有限会社戸田商行で働く皆さん（土佐市 木毛製造・販売）
平成28年度：さめうら工房（土佐町 木工教室）
平成29年度：黒潮町佐賀北部活性化推進協議会
令和 元年度：大月町備長炭生産組合
令和 2年度：株式会社土佐組子（高知市）
堀田 幸生氏（香南市）
令和 5年度：竹虎 株式会社山岸竹材店（須崎市）

※この部は、森づくり（そま師、木挽師等）、木材の加工（木地師、曲げ物づくり、指物師、炭焼き等）、森のものを使った細工など（紙漉き、蔓細工、草木染め等）、その他（本県ならではの森林や自然の風景を長年にわたり記録している写真家など）から選定します。

4 県産木材の利用促進の部

- (1) 県産木材を県内又は県外で積極的に利用している人たち
- (2) その他、この賞の目的に沿い、県産木材の需要創出に貢献している人たち

【過去受賞例】

令和3年度：日栄商事株式会社（茨城県）
令和4年度：有機的建築 村上（四万十市）
令和5年度：株式会社 大喜（広島県）
令和6年度：株式会社響建設（高知市）

■各賞

受賞者全員に高知県知事より表彰状と記念プレートを贈呈（受賞1件につき1つ）

■選定方法

- ・ 木の文化賞選定委員会を設置し、選定委員が木の文化賞の選定を行います。
- ・ 木の文化賞選定は現地・現場を視察した上で行います。ただし、応募数が多い場合は推薦書類による書面審査を行います。

■応募期間

令和7年5月1日（木）～令和7年7月31日（木）午後5時（必着）

■選考結果発表・受賞者表彰式

- ・ 推薦者には、令和7年9月上旬までに事務局（高知県 林業振興・環境部林業環境政策課）から文書にて結果を通知します。
- ・ 受賞された皆様は、後日行われる木の文化賞表彰式への出席をお願いします。
- ・ 県のホームページでも受賞者を発表するほか、受賞及び表彰式などについて、県広報や報道機関への情報提供等により、広くお知らせします。

■スケジュール（予定）

- ・ 選定委員会による現地視察 令和7年9月
- ・ 表彰式 令和7年11月1日（土）東洋電化中央公園
※現地視察は、推薦者及び関係者の方に立ち会っていただくようお願いします。
※表彰式は、令和7年11月1日（土）に開催される「森林環境学習フェア」のイベント内で行う予定です。

■推薦について

部門ごとに別紙様式1～4により、御応募ください。

- ・ 推薦の際には、事前に関係者（推薦を受ける人や団体、発注者、所有者、施工者等）に対して推薦する旨の説明とそれに対する承諾をもらうようにしてください。
- ・ 選定の際には、推薦者の方に連絡をします。関係者の日程調整等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。
- ・ 推薦書類の記載内容に誤り・虚偽がないよう、関係者で確認をお願いします。
※記載された情報は、選定及び表彰の際にも使用します。
※誤り・虚偽が発覚した場合には、選考結果及び受賞を取り消す場合があります。
- ・ 部門1は、令和5年4月1日以降に竣工したものを対象とします。

- ・ 部門1は、現地視察において選定委員が建物の内外装を確認し審査を行います。このため、推薦された建物等への選定委員等による内部への立ち入りについて、所有者など権利を有する方から承諾を得られることを要件とします。
- ・ 部門1は、推薦された建築物及び構造物を設計した設計事務所の事業所登録、設計図面等の提出を求める場合があります。
- ・ 部門3で写真家を推薦される場合は、別紙様式3に撮影した本県ならではの森林や自然の風景写真（令和5年1月1日以降に撮影されたもの、六つ切りサイズ、モノクロ可）をあわせて添付してください。

添付する写真等について

- ・ 応募者本人が撮影したものなど、すべての著作権を有しているもの又は著作権者の許諾を得たものとしてください。
- ・ 被写体の肖像権侵害や損害賠償等の責任は負いかねます。万一、第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決してください。
- ・ 受賞の通知が届き次第、写真のネガの複製（デジタルカメラの場合はオリジナルデータをCD-R等にコピーしたもの）を郵送等で送付してください。なお、ネガの複製やCD-R等の作成及び県への郵送にかかる費用は、御負担ください。
- ・ 写真は、プリント展示、出版物、広報、インターネット等への掲載に当たり、無償で使用させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

個人情報について

- ・ 推薦用紙に記載された個人情報は、受賞通知等の送付や授賞式の御案内等、木の文化賞の取組に必要な範囲で使用いたします。
- ・ 高知県情報公開条例に基づき、一部の情報を開示する場合があります。

返却について

- ・ 写真及び応募書類の返却はいたしません。あらかじめ御了承ください。

その他

- ・ 既に本賞を受賞しているものについては、募集対象外とします。

応募先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当あて

※「第23回 高知県木の文化賞」応募書類在中と封筒に明記し送付ください。